

昭和四十年政令第百九十八号

地方住宅供給公社法施行令

内閣は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第六條第一項、第八條、第四十七條並びに附則第四項及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方住宅供給公社を設立することができる市）

第一条 地方住宅供給公社法第八條の政令で指定する人口五十万以上の市は、大阪市、名古屋、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市及び堺市とする。

（他の法令の準用）

第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の四、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）

二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条第五項及び第六項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十二条第一項ただし書（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第百二十五条第一項ただし書（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第二項第一号

四 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第七十八條第一項

五 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）第五条ただし書（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条

六 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十五条第一項（同

法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）

七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十一条第六項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第二項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十八条の二第二項第三号、第五十八条の七第一項、第五十九条第一項、第二項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項

八 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第四項及び第十三条

九 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百一十一号）第五十四条第一号

十 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十一条（同法第三十条において準用する場合を含む。）、第二十五条第十項第三号、第二十六条第三項第五号、第二十七条第九項第三号、第二十八条第六項第四号及び第五十条

十一 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二条）第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項

十二 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条第一項第三号

十三 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六条第一項第三号

十四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第八号及び第五十四条

十五 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第六十九条第三項

十六 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三条第一項第三号

十七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条

十八 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条

十九 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第九

二十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第六十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十九条（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）

二十一 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、第二十二條第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項

二十二 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十六条、第百十六條、第百十七條及び第百十八條第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）

二十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項

二十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

二十五 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第七十六条第一項（同法第七十八條第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）

二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十條及び附則第三条第七項から第九項まで

二十七 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十三年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第四十三条第三項及び第五項

二十八 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第三十七條

二十九 登記手数料令（昭和二十四年政令第百四十号）第十八条

三十 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条の五、第三十六条の九、第三十七條の二及び第三十八條の三

三十一 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第百六十七号）第四条第五項及び第六項第一号

三十二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第百三十六号）第三条及び第十一

三十三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第百六十六号）第六条

三十四 被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第百三十六号）第三条

三十五 不動産登記令（平成十六年政令第百三十七号）第七條第一項第六号（同令別表の七十三の項に係る部分に限る。）、第十六條第四項、第十七條第二項、第十八條第四項及び第十九條第二項

三十六 景観法施行令（平成十六年政令第百三十九号）第二十二條第二号（同令第二十四条において準用する場合を含む。）

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

土地収用法第二十一条第一項行政機関若地方住（同法第百三十八條第一項にしくはその宅供給において準用する場合を含む。）地方支分部公

土地収用法第二十一条第二項行政機関又地方住（同法第百三十八條第一項にしくはその宅供給において準用する場合を含む。）支分部局公

土地収用法第百二十二条第一都道府県地方住項ただし書（同法第百三十八知事宅供給条第一項において準用する場合を含む。）

公共用地の取得に関する特別行政機関若地方住措置法第八條（同法第四十五しくはその宅供給条において準用する場合を含む）地方支分部公

公共用地の取得に関する特別行政機関又地方住措置法第八條（同法第四十五しくはその宅供給条において準用する場合を含む）支分部局公

公共用地の取得に関する特別行政機関又地方住措置法第八條（同法第四十五しくはその宅供給条において準用する場合を含む）支分部局公

登記手数料令第十八条

国又は地方地方住公共団体の宅供給公社の役員又は職員

第三条 勅令及び政令以外の命令であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令

で定めるところにより、地方住宅供給公社を地方公共団体とみなして、これらの命令を準用する。

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（組織変更の登記）

2 地方住宅供給公社法（以下「法」という。）附則第二項の規定により同項の公益法人がその組織を変更して地方住宅供給公社となるときは、法附則第三項の認可のあつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、公益法人については解散の登記、地方住宅供給公社については組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）第三条に定める登記をしなければならない。

3 前項の規定により地方住宅供給公社についてする登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面を添附しなければならない。

4 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十九条、第五十五条第一項、第七十一条及び第七十三条の規定は、第二項の登記について準用する。

5 （組織変更の際の登録税の非課税）

法附則第七項に規定する不動産に関する権利で政令で定めるものは、法第二十一条第三項各号の一に該当しない業務に係る不動産に関する権利で、当該地方公共団体又は当該法人が譲り受けることが適当であると建設大臣が認めたものとする。

6 法附則第七項に規定する政令で定める債務は、同項の公益法人が前項の権利の取得に関して負担した債務で、当該地方公共団体又は当該法人が引き受けることが適当であると建設大臣が認めたものとする。

7 法附則第七項の規定の適用を受けようとする者は、当該組織変更の日から起算して一年以内に、当該登記の申請書に組織変更があつたこと及び前二項の規定による建設大臣の認定があつたことを証する書面を添附して、その登記の申請をしなければならない。

8 （法附則第九項の政令で定める公共の用に供する施設）

法附則第九項の政令で定める公共の用に供する施設は、道路、公園、下水道、河川、砂防設備及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

9 （法附則第九項の規定による貸付金の償還方法）

法附則第九項の規定による貸付金の償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

附 則（昭和四十四年六月一三日政令第一五八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和四十四年六月十四日）から施行する。

附 則（昭和四十四年七月二二日政令第二〇六号）抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十四年八月一日）から施行する。

附 則（昭和四十六年二月一五五政令第三四一号）抄

1 この政令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第百十号）の施行の日（昭和四十六年十二月十五日）から施行する。

附 則（昭和四十六年二月二二日政令第三四五号）抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十六年二月十五日）から施行する。

附 則（昭和四十八年三月二二日政令第三八号）抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十八年四月十二日）から施行する。

附 則（昭和四十八年九月二九日政令第二七八号）抄

1 この政令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年一月一〇日政令第三号）抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十九年二月一日）から施行する。

附 則（昭和四十九年六月一〇日政令第二〇三号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二百九条の七から第二百九条の十二までを削る改正規定、第二百十条から第二百十条の九まで及び第二百十条の十三第一項の改正規定、第二百十条の十三第一項の改正規定、第二百十条の十九及び第二百十条の二十に係る改正規定、附則第四条及び第五条に係る改正規定、附則第六条の次に一条を加える改正規定並びに次条から附則第二十一条までの規定（以下「特別区に関する改正規定」という。）は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年八月二二日政令第二八八号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年一〇月二八日政令第三五七号）抄

1 この政令は、森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第三十九号）の施行の日（昭和四十九年十月三十一日）から施行する。

附 則（昭和五〇年一月九日政令第二号）抄

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第六十七号）の施行の日（昭和五十年四月一日）から施行する。

附 則（昭和五〇年九月三〇日政令第二九三号）抄

1 この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年一〇月二四日政令第三〇六号）抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和五十年十一月一日）から施行する。

附 則（昭和五十四年九月四日政令第二三七号）抄

1 この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年一〇月二四日政令第二七三三号）抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和五十五年十月二十五日）から施行する。

附 則（昭和五十六年四月二四日政令第一四四号）抄

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十五号）の施行の日（昭和五十六年四月二十五日）から施行する。

附 則（昭和五十六年四月二四日政令第一四四号）抄

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十五号）の施行の日（昭和五十六年四月二十五日）から施行する。

附 則（昭和五十六年四月二四日政令第一四四号）抄

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十五号）の施行の日（昭和五十六年四月二十五日）から施行する。

附 則（昭和五十六年四月二四日政令第一四四号）抄

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十五号）の施行の日（昭和五十六年四月二十五日）から施行する。

号）の施行の日（昭和五十六年四月二十五日）から施行する。

附 則（昭和六三年二月二三日政令第二五号）抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和六三年三月一日）から施行する。

附 則（昭和六三年四月二六日政令第一三三三号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年九月六日政令第二六一号）抄

1 この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年十一月二二日政令第三三二二号）抄

1 この政令は、都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六三年十一月十五日）から施行する。

附 則（平成元年十一月二二日政令第三〇九号）抄

1 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成元年十一月二十二日）から施行する。

附 則（平成二年十一月九日政令第三三三三号）抄

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二年十一月二十日）から施行する。

附 則（平成二年十一月九日政令第三三五号）抄

1 この政令は、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二年法律第六十二号）の施行の日（平成二年十一月二十日）から施行する。

附 則（平成三年一〇月一八日政令第三二四号）抄

1 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年七月三一日政令第二六六号）抄

1 この政令は、平成四年七月三一日から施行する。

附 則（平成四年七月三一日政令第二六六号）抄

1 この政令は、平成四年七月三一日から施行する。

附 則（平成四年七月三一日政令第二六六号）抄

1 この政令は、平成四年七月三一日から施行する。

附 則（平成四年七月三一日政令第二六六号）抄

1 この政令は、平成四年七月三一日から施行する。

附 則（平成四年七月三一日政令第二六六号）抄

1 この政令は、平成四年七月三一日から施行する。

附 則（平成四年七月三一日政令第二六六号）抄

1 この政令は、平成四年七月三一日から施行する。

附 則（平成四年七月三一日政令第二六六号）抄

1 この政令は、平成四年七月三一日から施行する。

附 則（平成四年七月三一日政令第二六六号）抄

1 この政令は、平成四年七月三一日から施行する。

附 則（平成四年七月三一日政令第二六六号）抄

1 この政令は、平成四年七月三一日から施行する。

附 則（平成四年七月三一日政令第二六六号）抄

1 この政令は、平成四年七月三一日から施行する。

附 則（平成四年七月三一日政令第二六六号）抄

1 この政令は、平成四年七月三一日から施行する。

附 則（平成四年七月三一日政令第二六六号）抄

1 この政令は、平成四年七月三一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成四年八月一日から施行する。

附 則 (平成五年二月一〇日政令第一七号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成五年五月二二日政令第一七〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成五年六月二十五日)から施行する。

附 則 (平成六年二月二六日政令第四一三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成七年二月二六日政令第三六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

附 則 (平成七年六月一四日政令第二四〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成七年六月二十八日)から施行する。

附 則 (平成九年一月六日政令第三二五号) 抄

この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日(平成九年十一月八日)から施行する。

附 則 (平成一一年一月一〇日政令第三五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一二号) 抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月二八日政令第八四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日政令第九八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十三年五月十八日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一三年七月四日政令第二三八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十三年八月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年一月二三日政令第七号) 抄

この政令は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十四年五月三十日)から施行する。

附 則 (平成一四年一月一三日政令第三三三一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年一月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年一月二二日政令第九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一六年四月二二日政令第一六八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年五月十五日)から施行する。

附 則 (平成一六年二月二五日政令第三九六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一七年七月二九日政令第二六二号) 抄

この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。

行の日(平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。)から施行する。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)
第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するもののほか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成一六年二月二五日政令第三九九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、景観法の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。

附 則 (平成一七年二月一八日政令第二四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一七年五月二五日政令第一八二号) 抄

この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年七月二九日政令第二六二号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年九月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年十一月一六日政令第三三九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年二月二二日政令第三七二号) 抄

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月八日政令第二二三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年九月二二日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年九月三十日)から施行する。

附 則 (平成一八年十一月六日政令第三五〇号) 抄

この政令は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十一月三十日)から施行する。

附 則 (平成一八年二月八日政令第三七九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

附 則 (平成一八年九月二二日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年九月三十日)から施行する。

附 則 (平成一八年十一月六日政令第三五〇号) 抄

この政令は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十一月三十日)から施行する。

附 則 (平成一八年二月八日政令第三七九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月三一日政令第三三八号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日(平成二十年十一月四日)から施行する。

附 則 (平成二二年二月一五日政令第一三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二三年五月二日政令第一一九号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年六月一日政令第一五八号) 抄

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十四年六月十三日)から施行する。

附 則 (平成二七年一月一五日政令第六号) 抄

この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年一月十八日)から施行する。

附 則 (平成二七年一月二六日政令第三九二号) 抄

この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年一月十八日)から施行する。

附 則 (平成二七年一月二六日政令第三九二号) 抄

この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年一月十八日)から施行する。

附 則 (平成二七年一月二六日政令第三九二号) 抄

この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年一月十八日)から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。 附 則（平成二八年一月三〇日政令第三六四号）抄 (施行期日) 1 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。 附 則（平成二九年六月一四日政令第一五六号）抄 (施行期日) 第一条 この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十五日）から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中都市公園法施行令第十条を同令第十条の二とし、同令第二章中同条の前に一条を加える改正規定並びに第五条から第十六条まで及び第十八条から第二十二条までの規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。 附 則（平成二九年八月一四日政令第二二二号）抄 (施行期日) 1 この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。 附 則（平成三〇年一月三一日政令第一九号）抄 (施行期日) 1 この政令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。 附 則（平成三〇年一月九日政令第三〇八号）抄 (施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年十一月十五日）から施行する。 (地方住宅供給公社法施行令等の一部改正に伴う経過措置) 第十四条 この政令の施行の日から附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（前日までの間（次項及び第三項において「経過期間」という。）における附則第二条の規定による改正後の地方住宅供給公社法施行令第二条第一項第二	
十七号、附則第三条の規定による改正後の地方道路公社法施行令第十条第一項第二十三号、附則第四条の規定による改正後の日本下水道事業団法施行令第七条第一項第二十号及び附則第九条の規定による改正後の地方独立行政法人法施行令第四十条第一項第二十四号の規定の適用については、これらの規定中「第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項」とあるのは、「第三十九条第三項」とする。 附 則（令和元年六月一九日政令第三〇号）抄 (施行期日) 第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。 附 則（令和元年一月七日政令第一五〇号）抄 (施行期日) 1 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。 附 則（令和二年九月四日政令第二六八号）抄 (施行期日) 1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。 附 則（令和二年一月一六日政令第三一三三号）抄 (施行期日) 1 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年十二月十五日）から施行する。 附 則（令和三年七月一四日政令第二〇五号）抄 (施行期日) 1 この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。 附 則（令和三年一月二九日政令第二九六号）抄 (施行期日) 1 この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。 附 則（令和四年七月二一日政令第二四九号）抄 (施行期日) 第一条 この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。	
附 則（令和四年一月二八日政令第三三五号）抄 (施行期日) 1 この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。 附 則（令和四年二月二三日政令第三九三三号）抄 (施行期日) 1 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。 附 則（令和五年九月一三日政令第二八〇号）抄 (施行期日) 1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。	